

【桐生大学短期大学部】

学修の評価

学則第22条 所定の授業科目を履修した者にたいして、毎学年末または毎学期末にその授業科目につき試験を行い、その試験に合格した場合に単位を与えるものとする。

但し、教授会で平常点を以て定期試験に代え得ることを認めた授業科目はこの限りではない。

2) 成績の評価は、秀・優・良・可・不可で表し、可以上を合格とする。

成績評価

学生生活ハンドブック

判定	点数	評価
合格	95-100	秀
	80-94	優
	60-79	良
	50-59	可
不合格	0-49	不可

卒業の要件

学則第23条 第5条の定める修業年限以上在学し、次の各項に定める単位を修得するものとする。

1. 基礎科目の履修方法は生活科学科12単位以上、アート・デザイン学科においては

10単位以上を修得すること。

2. 各科の専門科目の履修方法は次の通りとする。

生活科学科

必修科目、選択科目合わせて50単位以上を修得すること。

アート・デザイン学科

必修科目、選択科目合わせて52単位以上を修得すること。

取得可能な学位

学則第24条 前第23条の定めるところの単位を修得した者には、学長は教授会の議を経て卒業を認定し、短期大学士の学位を授与する。

